

あなたの身近に潜む

消費生活トラブルを

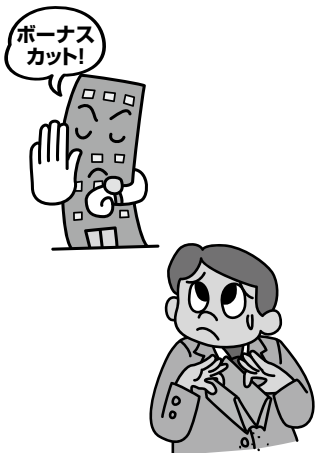
知ろう！

平成20年度は、こんな相談がありました

相談件数の多かったものの中から、事例を紹介します。

1位 フリーローン・サラ金

不況のため、給料やボーナスがカットされ、住宅ローンの返済が困難になってしまうケースや、生活費の不足を補うためサラ金から借金を重ねてしまったケースが多くありました。



相談員からのアドバイス

借入れの状況を詳しく聞き、必要により法律の専門家へつなぎます。解決の方法は必ずあります。生活を再建するための一歩を踏み出しましょう。

2位 電話情報サービス

携帯電話のインターネット検索中に「有料番号に登録された」と料金を請求されるものが多いありました。有料サイトを利用していても、請求してくるケースがありました。



相談員からのアドバイス

身に覚えのない請求メールは返信せずに、そのまま様子を見ましょう。

市の消費生活センターでは、訪問販売、多重債務などの悪質商法、また消費生活全般に関する相談を受け付けています。今回は、センターに寄せられた主な相談を紹介します。身近に潜む消費生活のトラブルを知り、賢い消費者になりましょう。

消費生活センター
☎(63)3313

ご利用ください！

出前講座&消費者啓発ボランティア

市民活動支援課 総務係

☎(63)2122

悪質商法の手口は、日々巧妙化し、誰もがだまされる危険性があります。トラブルに巻き込まれないための知識や情報を得るために、みなさんの積極的な利用をお待ちしています。

地域、職場、PTAなどで！

出前講座

地域の集まりや学校などに消費生活相談員が出向き、悪質商法の手口とその対処法や最近の事例、携帯



貸金業法が 変わります!

総量規制が導入されます。

平成22年6月までに、借入限度額を設ける制度（総量規制）が導入されます。

導入されると、キャッシング、ローンなどの無担保貸付は、年収の3分の1を超える借り入れができなくなります。（個人事業貸付、住宅ローンなどは対象外）

現在 Aさん 年収 300万円



借入額 200万円

A社	B社	C社	D社
70万円	30万円	40万円	60万円

総量規制導入後

借入限度額

年収の1/3に制限



年収 300万円 → 借入限度額 100万円
すでに200万円借り入れ

A社	B社	C社	D社
70万円	30万円	40万円	60万円

Aさんは新たな借り入れができなくなります。

現在借金をしている人は、総量規制が導入される前に、早めに相談しましょう。

ご相談は!

消費生活相談

消費生活センター 市役所新館2階②番窓口
☎(63)3313 FAX(63)3314

- 月～金曜日（祝日を除く）
- 午前9時～正午・午後1時～4時

多重債務相談

関東財務局宇都宮財務事務所
☎028(633)6221(代表)

- 月～金曜日（祝日を除く）
- 午前8時30分～正午・午後1時～4時30分

3位 架空請求など(商品一般)

存在しない架空の法律事務所や公的機関のようないくつかから、「料金未納通知書」や「民事訴訟通知」など、まったく身に覚えのないはがきや封書が届いたケースがありました。



相談員からのアドバイス

連絡を取ることで新たな請求をされることもあります。

4位 保健・福祉

医療費の一部を還付するといった振り込み詐欺の相談でした。市役所職員を装って「支払われた医療費の一部を還付する」と言われ、指定された番号に電話をする、携帯電話を持ってATMに行くよう指示される手口でした。



相談員からのアドバイス

市役所や公共機関が、ATMへ行くよう指示することはありません。電話帳などで調べた番号に問い合わせをして、確認しましょう。

もっと気軽に! 消費者啓発ボランティア

昨年度市が育成した消費者啓発ボランティアが、あなたのところへ情報をお届けします。趣味の仲間やご近所さんの集まりに、悪質商法などの消費者被害を知っていたら、注意を呼びかけます。



電話によるトラブル、ローンやクレジットに関するお話を無料で聞いています。